

令和8年 特定計量器の定期検査のご案内

取引・証明に使用する計量器(はかり)は、計量法で2年に1度知事の実施する定期検査を受検することが義務づけられています。四万十町では今年が検査年度となっており、下記のとおり検査が実施されますので、最寄りの会場で必ず受検をお願いします。(すでに計量士の検査を受検されている場合は検査の必要はありません。)

受検対象のはかりを使用していると思われる方には、個別に案内を送付しています。①～③に該当する場合はにぎわい創出課までお知らせ下さい。

- ① 定期検査の対象となるはかりを使用しているが、案内が届いてない方
- ② 現在休業又は廃業し、はかりを使用しなくなった方
- ③ 500kg以上計量できるはかりの場合

不明な点がある場合は、高知県工業技術センター計量検定室またはにぎわい創出課までお問い合わせください。

日時		場所
8月31日 (月)	10時30分～11時30分	仁井田町民会館
	13時30分～16時00分	JA高知県興津野菜集出荷場
9月1日 (火)	11時00分～12時00分	四万十町役場十和地域振興局
	13時00分～16時00分	
9月2日 (水)	9時30分～12時00分	四万十町役場本庁東庁舎
	13時00分～16時00分	
9月3日 (木)	9時30分～11時30分	
	13時30分～16時00分	四万十町大正健康管理センター

※ 検査には手数料がかかります。当日現金で納付していただきますので、現金の準備をお願いします。

※ 測定能力の小さいもので概ね、機械式のはかりで 500 円、電気式のはかりで 1,400 円ですが、はかりの種類・能力によって検査手数料は異なります。詳しくは計量検査所(電話:088-802-5753)へお問い合わせ下さい。

定期検査の対象となるはかりとは？

取引・証明に使用できるのは「検定証印」「基準適合証印」の貼付されたはかりだけです。

- ・食品のはかり売りなどに使用するはかり
- ・宅配便物の取次などで料金を特定するために使用するはかり
- ・病院、学校、幼稚園、保育園などで体重測定に使用するはかり など

※ ハルスメーター、キッチンスケールなど家庭用のはかりは検査対象外です。



検定証印



基準適合証印

【お問い合わせ先】

高知県工業技術センター計量器検定室 ☎088-845-7770

四万十町役場 にぎわい創出課 ☎22-3281(担当:中原)